

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,690,300	41,690,300	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は100株であります
計	41,690,300	41,690,300	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月1日	41,273,397	41,690,300	—	5,000	—	5,000

(注) 平成25年12月1日をもって、当社株式を1株につき100株の割合で分割しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
株主数 (人)					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	27	25	59	82	9	7,253	7,455
所有株式数 (単元)	—	23,007	2,625	53,623	78,438	116	259,077	416,886
所有株式数 の割合 (%)	—	5.52	0.63	12.86	18.82	0.03	62.15	100.00

(注) 上記「個人その他」には、自己株式が48,931単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
南部 靖之	兵庫県神戸市	14,763,200	35.41
株式会社南部エンタープライズ	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	3,737,800	8.97
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	1,433,577	3.44
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピー・アールディ アイエスジー・エフイー・エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	1,358,146	3.26
クレディ スイス アーティー ホンコ ン トラスト アカウント クライアント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	LEVEL 88, INTERNATIONAL COMMERCE CENTRE, 1 AUSTIN ROAD WEST, KOWLOON, HONG KONG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	1,227,000	2.94
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	905,000	2.17
パソコングループ従業員持株会	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	695,800	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	557,200	1.34
ザ バンク オブ ニューヨークージャスティック トリーティー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	531,800	1.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager, Operation)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	434,600	1.04
計	—	25,644,123	61.51

(注) 上記のほか、提出会社名義の自己株式4,893,100株(発行済株式総数に対する所有割合11.74%)がありますが、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 4,893,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,795,500	367,955	—
単元未満株式	1,700	—	—
発行済株式総数	41,690,300	—	—
総株主の議決権	—	367,955	—

② 【自己株式等】

平成27年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社パソナグループ (自己保有株式)	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号	4,893,100	—	4,893,100	11.74
計	—	4,893,100	—	4,893,100	11.74

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成26年7月23日)での決議状況 (取得日 平成26年7月31日)	653,000	366
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	653,000	366
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	4,893,100	—	4,893,100	—

### 3 【配当政策】

当社は、成長過程にある人材ビジネス市場で充分な役割を果たすため、新規事業投資や設備投資などの成長資金を確保しつつ、経営基盤と収益力の強化に努め、企業価値の向上による株主利益の増大を目指しております。また、業績に応じた株主還元を実施することを基本方針として、連結配当性向の目標を25%としておりますが、同時に継続的かつ安定的な配当の維持にも努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

上記の方針に基づき、当期の年間配当金は、1株につき12円（期末配当金12円）となっております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年7月15日 取締役会	441	12

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
最高(円)	75,000	79,900	82,500	94,800 ※896	843
最低(円)	51,000	53,000	43,300	55,400 ※460	494

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 ※印は、株式分割（平成25年12月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。

#### (2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	547	717	727	797	818	843
最低(円)	520	539	666	695	740	740

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

## 5 【役員の状況】

男性15名 女性3名 (役員のうち女性の比率17%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 グループ 代表 兼 社長	—	南 部 靖 之	昭和27年1月5日	昭和51年2月 株式会社マンパワーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)設立 同社専務取締役 平成3年4月 同社代表取締役 平成4年3月 株式会社テンポラリーサンライズ(現株式会社パソナ) 代表取締役 平成8年3月 株式会社ビジネス・コーポ(現株式会社ベネフィット・ワン) 取締役 平成11年4月 株式会社パソナ(現株式会社南部エンタープライズ) 代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ代表取締役グループ代表 平成16年8月 同社代表取締役グループ代表兼社長営業 総本部長 平成19年12月 同社代表取締役 当社代表取締役グループ代表兼社長 (現任) 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役会長 (現任) 平成23年8月 株式会社パソナ代表取締役会長(現任) 平成24年6月 日本コロムビア株式会社社外取締役(現任)	注5	14,763,200
取締役 会長	—	竹 中 平 蔵	昭和26年3月3日	平成8年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授 平成13年4月 経済財政政策担当大臣、IT担当大臣 平成14年9月 経済財政政策担当大臣、金融担当大臣 平成16年7月 参議院議員 平成16年9月 経済財政政策担当大臣、郵政民営化担当大臣 平成17年10月 総務大臣、郵政民営化担当大臣 平成18年11月 慶應義塾大学教授グローバルセキュリティ研究所所長(現任) 平成18年12月 社団法人日本経済研究センター特別顧問 アカデミーヒルズ理事長(現任) 平成19年2月 株式会社パソナ特別顧問、同社アドバイザリーボードメンバー 平成21年8月 当社取締役会長(現任) 平成22年4月 公益社団法人日本経済研究センター研究 顧問(現任) 平成27年6月 オリックス株式会社社外取締役(現任)	注5	13,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	専務執行役員 人事・企画 本部長	深澤旬子	昭和28年5月28日	昭和49年4月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 昭和53年7月 株式会社電通入社 昭和56年9月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成2年1月 同社取締役広報室長 平成12年6月 株式会社パソナ専務執行役員人事企画本部長 平成15年4月 株式会社パソナハートフル代表取締役社長（現任） 平成19年12月 当社取締役専務執行役員人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長 平成27年6月 当社取締役専務執行役員人事・企画本部長（現任）	注5	182,800
取締役	専務執行役員 事業開発 本部長	山本絹子	昭和30年11月5日	昭和54年2月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成2年1月 同社取締役大阪営業本部担当 平成12年6月 株式会社パソナ常務執行役員雇用開発室担当雇用開発室長 平成17年6月 株式会社関西雇用創出機構（現株式会社日本雇用創出機構）代表取締役社長 平成19年12月 当社取締役専務執行役員事業開発部担当 平成24年9月 株式会社パソナふるさとインキュベーション代表取締役社長（現任） 平成27年6月 当社取締役専務執行役員事業開発本部長（現任）	注5	122,000
取締役	専務執行役員 経営企画・総務 本部長	若本博隆	昭和35年11月2日	昭和59年4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行）入行 平成元年6月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成18年9月 株式会社パソナ取締役常務執行役員経営企画室長兼法務室・関連会社室・国際業務室担当 平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営企画部長兼CMO室・国際業務室担当 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役（現任） 平成24年7月 当社取締役専務執行役員経営企画部担当 平成27年6月 当社取締役専務執行役員経営企画・総務本部長（現任）	注5	36,900
取締役	常務執行役員 財務経理 本部長	仲瀬裕子	昭和44年10月31日	平成4年4月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成14年8月 株式会社パソナ広報企画部長 平成17年9月 同社執行役員IR室長 平成19年12月 当社執行役員IR室長 平成21年9月 当社常務執行役員IR室長 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役（現任） 平成22年8月 当社取締役常務執行役員財務経理部・IR室担当 株式会社パソナ取締役常務執行役員財務経理本部長 平成23年8月 同社取締役常務執行役員経理部・財務部担当（現任） 平成27年6月 当社取締役常務執行役員財務経理本部長（現任）	注5	19,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 コーポレート ガバナンス 本部長	上 斗 米 明	昭和34年12月19日	昭和58年4月 大蔵省入省 平成2年7月 日本銀行出向 平成7年7月 大蔵省主計局主査 平成9年7月 世界銀行出向 平成13年7月 財務省主税局主税企画官 平成18年7月 財務省關稅局業務課長 平成21年7月 国税庁長官官房總務課長 平成22年2月 当社執行役員特命担当 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役（現任） 平成22年8月 当社常務執行役員特命担当 平成25年8月 当社取締役常務執行役員公共戦略事業・特命担当 平成26年8月 当社取締役常務執行役員ヒューマンインキュベーションインスティテュート・特命担当 平成27年6月 当社取締役常務執行役員コーポレートガバナンス本部長（現任） 株式会社川金ホールディングス社外取締役（現任）	注5	700
取締役	国際業務 本部長	佐 藤 司	昭和45年5月15日	平成12年2月 Pasona International, Inc. (現Pasona NA, Inc.) 入社 平成16年4月 Pasona NA, Inc. 代表取締役社長 平成19年12月 当社常務執行役員国際業務室長 平成21年6月 株式会社パソナ取締役副社長 平成22年3月 株式会社パソナ取締役副社長COOパソナカンパニーカンパニープレジデント 平成23年8月 当社取締役国際業務室担当 株式会社パソナ代表取締役社長（現任） 平成25年1月 株式会社パソナテキーラ代表取締役会長兼社長 平成26年3月 株式会社メディカルアソシア（現株式会社パソナメディカル）代表取締役社長（現任） 平成27年6月 当社取締役国際業務本部長（現任）	注5	19,200
取締役	グループI T 統括本部長	森 本 宏 一	昭和40年7月3日	平成元年4月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成10年3月 株式会社パソナテック取締役 平成11年10月 同社代表取締役社長 平成21年8月 当社取締役 平成22年8月 当社取締役情報システム企画部担当 平成24年3月 キャプラン株式会社代表取締役 平成24年4月 同社代表取締役社長（現任） 株式会社パソナテック代表取締役会長（現任） 平成24年6月 株式会社パソナC I O代表取締役社長 平成25年6月 株式会社パソナテキーラ代表取締役会長（現任） 平成27年6月 当社取締役グループI T統括本部長（現任）	注5	40,000
取締役	—	渡 辺 尚	昭和39年12月11日	平成元年4月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成12年2月 株式会社人材交流システム機構（現株式会社パソナ）代表取締役社長 平成22年3月 株式会社パソナ取締役副社長COOパソナキャリアカンパニーカンパニープレジデント（現任） 平成22年8月 当社取締役（現任）	注5	52,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	一	白 石 徳 生	昭和42年1月23日	平成2年8月 株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社 平成5年6月 同社セールスマネージャー 平成8年3月 株式会社ビジネス・コーポ（現株式会社ベネフィット・ワン）取締役 平成12年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成25年8月 当社取締役（現任）	注5	—
取締役	一	平 澤 創	昭和42年3月26日	平成2年4月 任天堂株式会社入社 平成4年10月 株式会社フェイス創業 代表取締役社長（現任） 平成15年3月 株式会社八創代表取締役（現任） 平成16年8月 株式会社パソナ社外取締役 平成19年12月 当社取締役（現任） 平成22年4月 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社（現日本コロムビア株式会社）取締役 取締役会会長 平成22年6月 同社取締役会会長（現任） 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役 平成26年9月 株式会社G E N E S I S 代表取締役（現任）	注5	5,400
取締役	一	後 藤 健	昭和16年3月29日	昭和38年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和59年5月 同社取締役管理担当 昭和63年3月 同社常務取締役管理部門担当 平成5年4月 同社専務取締役兼カストマー・ファイナンシングアジア・パシフィックゼネラルマネジャー 平成13年4月 同社副会長 平成18年4月 同社特別顧問 平成18年6月 コムシスホールディングス株式会社社外監査役 日本コムシス株式会社社外監査役 平成19年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 平成19年12月 当社監査役 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン監査役（現任） 平成24年6月 コムシスホールディングス株式会社社外取締役（現任） 平成24年8月 当社取締役（現任）	注5	2,600
取締役	一	近 藤 誠 一	昭和21年3月24日	昭和47年4月 外務省入省 昭和63年7月 同省国際報道課長 平成11年9月 経済協力開発機構（O E C D）事務次長 平成15年7月 外務省文化交流部長 平成18年9月 ユネスコ日本政府代表部特命全権大使 平成20年9月 駐デンマーク特命全権大使 平成22年7月 文化庁長官 平成25年7月 文化庁長官退官 平成26年6月 カゴメ株式会社社外取締役（現任） J X ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 平成26年8月 当社取締役（現任）	注5	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	一	堺 精一	昭和26年8月26日	昭和52年8月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 昭和62年4月 同社取締役人事部長 平成6年4月 同社常勤監査役 平成12年6月 株式会社パソナ執行役員総務部長 平成19年12月 当社執行役員内部統制室長 平成23年6月 株式会社パソナ常勤監査役 平成25年8月 当社常勤監査役（現任） 株式会社パソナ監査役（現任）	注6	45,000
監査役	一	船 橋 晴 雄	昭和21年9月19日	昭和44年7月 大蔵省入省 昭和53年5月 外務省在ベルギー日本国大使館 昭和59年6月 大蔵省広報室長 平成元年5月 外務省在フランス日本国大使館 平成6年6月 大蔵省副財務官 平成7年3月 東京税関長 平成9年7月 国税庁次長 平成10年6月 証券取引等監視委員会事務局長 平成12年6月 國土庁長官官房長 平成13年7月 國土交通省國土交通審議官 平成14年7月 同省退官 平成15年2月 シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役（現任） 平成17年3月 ケネディクス株式会社社外監査役（現任） 平成18年6月 鴻池運輸株式会社社外監査役（現任） 平成19年12月 当社監査役（現任） 平成21年6月 第一生命保険株式会社社外取締役（現任） 平成23年11月 株式会社日本雇用創出機構社外監査役（現任） 平成23年12月 イーピース株式会社（現E P S ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）	注6	6,900
監査役	一	松 浦 晃 一 郎	昭和12年9月29日	昭和34年4月 外務省入省 昭和63年7月 外務省経済協力局長 平成2年1月 外務省北米局長 平成6年8月 外務省在フランス日本国大使 平成10年11月 世界遺産委員会議長 平成11年11月 外務省退官 ユネスコ事務局長 平成21年11月 ユネスコ事務局長退任 平成22年11月 公益財団法人日仏会館理事長（現任） 平成23年8月 当社監査役（現任） 平成25年1月 パリ日本文化会館支援協会理事長（現任） 平成25年6月 一般社団法人アフリカ協会会長（現任） 平成26年5月 公益財団法人閔信越音楽協会代表理事（現任）	注6	3,400
監査役	一	野 村 周 央	昭和41年9月3日	平成4年4月 総務庁入庁 平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）入所 平成21年6月 株式会社新銀行東京社外監査役（現任） 平成22年1月 堀総合法律事務所パートナー（現任） 平成24年8月 当社監査役（現任）	注6	200
計						15,314,400

- (注) 1 取締役平澤創、後藤健、近藤誠一の3氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の3氏は、社外監査役であります。
- 3 株式会社東京証券取引所に対し、平澤創、後藤健、近藤誠一、船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の6氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 4 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役5名を含め、11名で構成されております。
- 5 取締役の任期は、平成27年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、平成27年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年5月期に係る定時株主総会終結までであります。

7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選出しております。

補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
野 村 和 史	昭和30年3月15日	昭和52年4月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 昭和57年11月 同社大手町支店支店長 昭和60年1月 同社東京本社東京営業部長 昭和60年4月 同社取締役 平成11年9月 同社常務取締役東日本営業本部長 平成12年6月 株式会社パソナ常務執行役員関東営業部長 平成13年6月 エヌエスパーソナルサービス株式会社（現株式会社パソナ）代表取締役社長 平成22年4月 同社代表取締役会長 平成25年5月 株式会社パソナ特別顧問 平成25年8月 同社常勤監査役（現任）	44,900

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、『人を活かす』ことを人材サービスの原点とし、常に高い志と使命感を持って、新たな社会インフラを構築し、果敢に挑戦し続けることを使命としています。

こうした企業理念・企業としての社会的使命に共感いただける、株主をはじめとする、当社ステークホルダー(利害関係者)に対して、企業価値の継続的な向上を実現することは、企業としての基本的使命でもあります。

当社グループは、常に、社会から「必要とされる会社」であり、働く人々に「真の“ソーシャル・ワーク・ライフ・バランス”を提言する会社」、顧客企業に「信頼と安心感を持たれる会社」、従業員が「自信と誇りを持ってチャレンジできる会社」であり続けなければなりません。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの強化を推進し、遵法精神と高い倫理観に基づいたマネジメントを常に意識して実行してまいります。

業界のリーディングカンパニーとしての自覚を持ち、当社グループおよび業界全体の社会的信用を高める努力を継続していくことは、ステークホルダーに対する責任を果たすと同時に、当社の事業基盤をより強固にし、企業価値を向上させるものであると確信しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を上場証券取引所および弊社ホームページ上に掲載し、一般に公開するとともに、記載内容の更新を随時行っております。

#### ② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### a. 会社の機関の基本説明

当社は、「監査役会設置会社」形態を採用しておりますが、経営に対する監視・監督機能の強化については、「監査役体制」、「取締役会と執行役員制」、「社外取締役・社外監査役の選任」等を通して、実質的にその機能を果たしているものと考えております。また、有価証券報告書提出日現在、取締役会を取締役14名（男性11名・女性3名）のうち社外取締役3名、監査役4名のうち社外監査役3名と役員の33%を社外役員で構成することにより、取締役会の監視機能を強化しております。

内部統制に関する主要機関は以下のとおりです。

##### イ 取締役会

平成27年5月31日現在、取締役14名（うち社外取締役3名）で構成しており、第8期における取締役会は18回開催しております。

##### ロ 監査役会

平成27年5月31日現在、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しており、第8期における監査役会は13回開催しております。

##### ハ 経営会議

全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に審議を行うために、原則として月2回、常勤取締役および常勤監査役で組織する経営会議にて審議しています。

##### ニ 執行役員制度

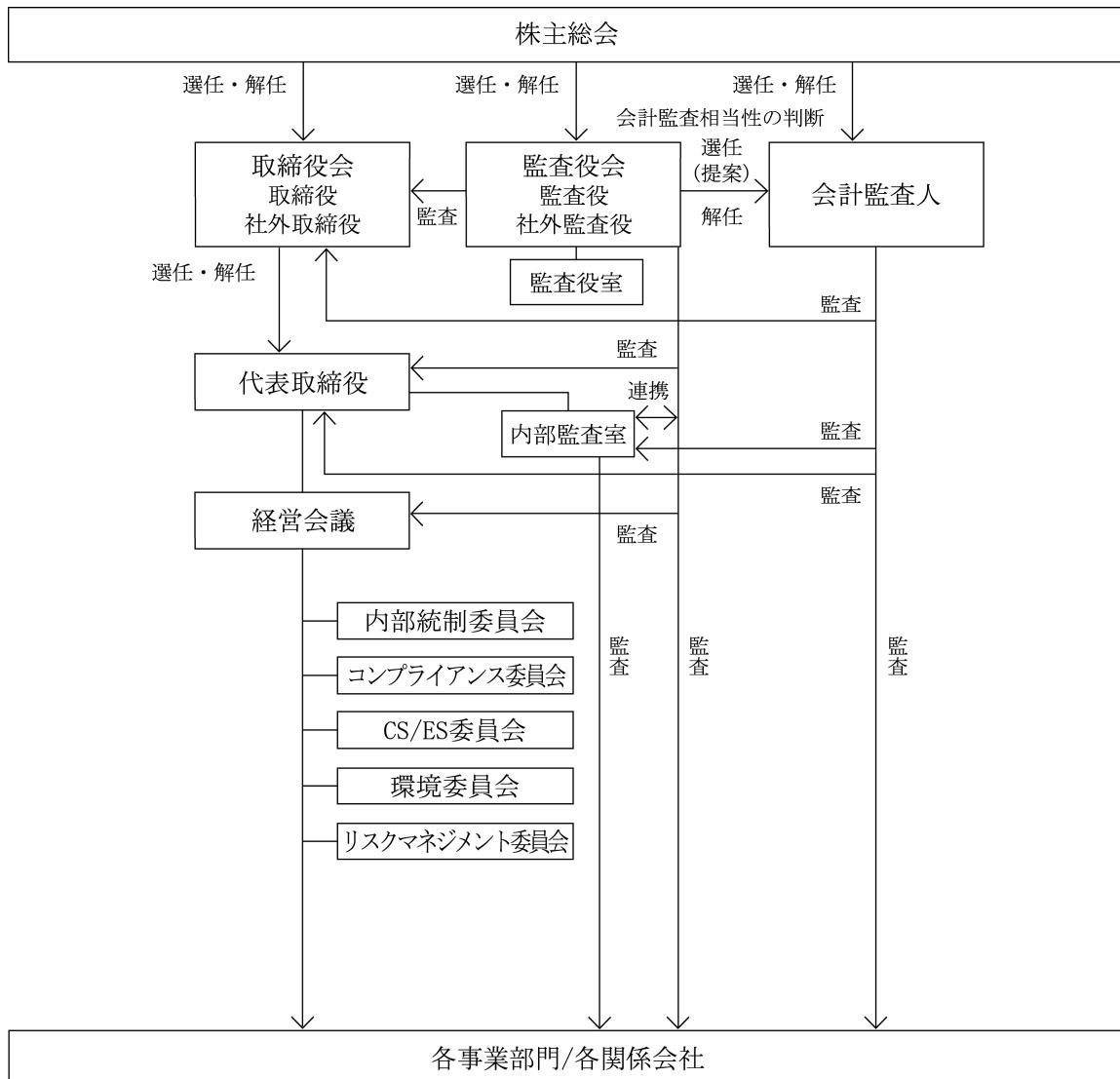
監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しています。

## ホ 内部統制委員会 他

経営会議の下部組織及び代表取締役直轄組織として、内部統制やリスク管理、また顧客満足度の向上などの具体的な施策を実施するため、次の5つの委員会を部門横断的に設けております。

- (i) 内部統制委員会
- (ii) コンプライアンス委員会
- (iii) CS／ES委員会
- (iv) 環境委員会
- (v) リスクマネジメント委員会

『コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制図』



b. 内部統制システムの整備の状況

イ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社及び子会社の取締役が定められた企業行動憲章に基づき、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動を取る様、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- (ii) 当社のコンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
- (iii) コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取締役会に報告する。
- (iv) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- (v) 常勤監査役並びに当社と利害関係を有しない社外監査役による監視を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

ハ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社及び主要な子会社は危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うと共に、役職員全員に危機管理マニュアルの概要を配布することにより徹底を図る。
- (ii) リスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理は当社及び主要な子会社に設置されたリスクマネジメント委員会が行い、コーポレートガバナンス本部の担当役付執行役員をリスクに関する統括責任者として指名する。
- (iii) リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速且つ適切な情報伝達が行える様、整備を行っておく。
- (iv) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

ニ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。
- (ii) 当社は定期取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- (iii) 子会社は会社の規模に応じて定期取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画部が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (iv) 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

ホ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
- (ii) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (iii) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択出来る体制とする。
- (iv) 当社のコンプライアンス委員会、コンプライアンス室及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。

- ヘ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
上記イ～ホに掲げる事項のほか、
- (i) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
  - (ii) 子会社（上場会社を除く）とグループ経営契約を締結し、取締役等の職務執行に係る重要事項について当社が報告を受ける体制とする。
  - (iii) 当社の内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を常勤取締役及び常勤監査役が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
  - (iv) 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき内部統制評価計画の策定、内部統制室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項  
監査役室を設置し、監査役室の要員が専任の補助使用者として監査役の職務の補助を行う。

チ 前号の使用者の取締役からの独立性及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査役の補助使用者は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
- (ii) 監査役の補助使用者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の事前承認を得る。

リ 当社及び子会社の取締役及び使用者が当社の監査役に報告するための体制及び当社または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- (i) 当社及び子会社の取締役及び使用者は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生した場合は発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、ただちに当社の監査役へ報告する。  
また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役へ報告される。
- (ii) 第1項の報告者に対し、報告を理由とした不利益取扱いは行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

ヌ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
- (ii) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、監査役室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて隨時意見交換会を開催する。

ル 反社会的勢力を排除するための体制

- (i) 当社は、「パソナグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (ii) 不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定めると共に、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(当社の運用状況)

#### 1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室、内部統制室及び内部統制委員会（当事業年度は4回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

## 2. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）が中心となって行っており、「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、社会的責任（C S R）を果たすために、コンプライアンス委員会で当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、また、グループの全役員、社員の行動指針として「パソナグループ企業行動憲章」を定め、役職員に対して階層別の定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程を制定し、当社内部監査室及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン」を当社及び子会社に設置しており、相談内容が直ちに当社の常勤監査役に報告される体制を整備しております。また、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

## 3. リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスクマネジメント規程を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は2回開催）を設置し、危機管理マニュアルに基づいてあらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

## 4. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社（上場会社を除く）との間で締結した「グループ経営契約」に則り、同契約が定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

## 5. 取締役の職務執行

「パソナグループ企業行動憲章」や役員取扱規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

## 6. 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及び他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制室及び内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングすると共に、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人が所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させており、補助使用人の異動、待遇等の人事事項は監査役と事前協議の上、実施しております。

c. 内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査

社長直属の内部監査室（人員：2名）が内部監査規程に基づき、法令および社内諸規程の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。又、内部統制システムの構築・運用状況のチェックについては内部監査室、内部統制室及び内部統制委員会にて行っております。

また常勤監査役は、内部監査結果について個別の内部監査報告書の報告を受けるとともに、原則として四半期毎に開催される内部監査報告会に出席し、内部監査室長からの報告を受け、また別途、内部監査室長と月1回情報交換会を定期的に開催し、社内業務の適正化、コンプライアンス遵守状況の確認、業務改善、指導事項を共有化しております。加えて、監査役監査方針計画と、内部監査方針等につき、緊密な情報交換を実施しております。

ロ 監査役監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名の4名で構成されております。監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役からの事業報告の聴取および関係会社に対する会計監査、重要な文書・帳票等の閲覧、会計監査人の監査方法が相当であるかの監査、内部監査室との定例会議等の監査活動により、業務執行状況全般を監視しており、監査結果は取締役会に対し文書または口頭で報告、必要に応じて助言または是正の勧告を行う場合もあります。なお、監査役補助者として監査役室（人員：2名）を設置しております。

なお、社外監査役の船橋晴雄氏は、大蔵省及び国税庁等の経験及び長年にわたる複数社での監査役の経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ハ 会計監査

当社の会計監査人であります、有限責任監査法人トーマツ及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は監査法人との間で監査契約書を締結し、それにに基づき報酬を支払っております。第8期において業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員：國井泰成氏、大橋武尚氏

(注) 繼続監査年数は、7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士5名及びその他監査従事者13名を構成員として、監査法人の監査計画に基づき、決定しております。

d. リスク管理体制の整備の状況

上述の「内部統制システムの整備の状況」に記載された「当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備しております。

e. 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	271	271	—	10
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	—	1
社外役員	36	36	—	6

(注) 1 取締役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額600百万円以内と定められております。

2 監査役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額50百万円以内と定められております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員に対する報酬等の額を、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で、役位、立場、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

平成20年8月20日開催の第1期報酬限度額は、取締役については年額総額600百万円（うち社外取締役分は年額総額50百万円）、監査役については年額総額50百万円となっております。また、平成27年8月19日開催の第8期定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し業績連動型株式報酬制度を導入し、連続する5事業年度（当初は平成28年5月末日で終了する事業年度から平成32年5月末日で終了する事業年度とし、以降、信託が終了するまでの各5事業年度）ごとに信託へ拠出する取締役等への報酬額は合計800百万円（1事業年度あたりのポイント数の合計は260,000ポイント）を上限とする旨が決議されております。

f. 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい（最大保有会社）株式会社ベネフィット・ワンについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 8 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 673百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本社宅サービス株式会社	389,000	246	営業協力等の業務提携による強固な関係を築くことで両社の業容の発展・拡大を推進するため
株式会社リロ・ホールディング	200	1	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式で、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本社宅サービス株式会社	389,000	353	営業協力等の業務提携による強固な関係を築くことで両社の業容の発展・拡大を推進するため
株式会社リロ・ホールディング	200	2	業務調査及び情報収集のため
株式会社データホライゾン	250,000	239	資本提携による関係強化のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式で、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい株式会社パソナグループについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 9 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 564百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
テンプホールディングス株式会社	100	0	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式で、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (数)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
テンプホールディングス株式会社	100	0	業務調査及び情報収集のため
株式会社リクルートホールディングス	100	0	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式で、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

g. 社外取締役等の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間には、下記以外の利害関係はありません。

平成27年5月31日現在

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	平澤 創	株式会社フェイス	代表取締役社長	—
		株式会社八創	代表取締役	—
		日本コロムビア株式会社	取締役会長	—
		株式会社GENESIS	代表取締役	—
	後藤 健	株式会社ベネフィット・ワン	社外監査役	子会社
		コムシスホールディングス株式会社	社外取締役	—
	近藤 誠一	近藤文化・外交研究所	代表	—
		カゴメ株式会社	社外取締役	—
		JXホールディングス株式会社	社外取締役	—
		公益財団法人東京都交響楽団	理事長	—
社外監査役	船橋 晴雄	シリウス・インスティテュート株式会社	代表取締役	—
		ケネディクス株式会社	社外監査役	—
		鴻池運輸株式会社	社外監査役	—
		第一生命保険株式会社	社外取締役	—
		株式会社日本雇用創出機構	社外監査役	子会社
		EPSホールディングス株式会社	社外監査役	—
	松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館	理事長	—
		パリ日本文化会館支援協会	理事長	—
		一般社団法人アフリカ協会	会長	—
		公益財団法人関信越音楽協会	代表理事	—
	野村 周央	株式会社新銀行東京	社外監査役	—
		堀総合法律事務所	パートナー	—

#### h. 社外取締役及び社外監査役

提出日現在、当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であり、役員（取締役、監査役）の総数に占める社外役員の比率は33%であります。

社外取締役については、当社取締役会などにおける経営の意思決定プロセスにおいて、これまでの豊富な経験、知見に基づき、客観的かつ多角的な見地からの意見を得られると判断し、就任いただいております。

社外監査役については、客観的な視点並びに立場の意見を得ること、及びこれまでの豊富な経験、知識に基づく適正な監査を実施願うため、就任いただいております。

社外取締役の平澤創氏は、日本コロムビア株式会社の取締役会長であり、同社の社外取締役に当社代表取締役の南部靖之氏が就任しております。

社外監査役の野村周央氏が所属する堀総合法律事務所との間で顧問契約及び業務委託契約を締結しておりますが、野村周央氏はこれらの契約の業務に関与はされておりません。

平澤創氏、野村周央氏と当社の当該関係につきましては、以上のとおりその内容については社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員といいます）としての独立性に影響を与えるような重要なものとは看做されないものと判断しております。

なお、上記2氏を除くほかの社外役員との間につきましても人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を参考に経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしておりますので、社外役員6名全員を独立役員としております。

また、社外取締役による監督につきましては、取締役会における意思決定のプロセス並びに執行の監督、内部統

制委員会の報告の聴取等を通じて行われ、社外監査役による監査は、監査役会への内部監査室長及び監査役室長の報告、会計監査人による四半期レビュー及び期末監査報告の聴取並びに意見陳述、取締役への直接の説明聴取、社外取締役との意見交換等を通じ相互に連携を図って行われております。

i. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待された役割を十分發揮できるようにするために、会社法第426条第1項に基づき、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く）は480万円と同法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額、監査役は同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めており、竹中平蔵氏、白石徳生氏、社外取締役及び常勤監査役を除く監査役と上記契約を締結しております。

k. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

l. 取締役の定数

当社は、当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

m. 株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

n. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	56	—	63	—
連結子会社	52	—	53	—
合計	108	—	116	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社Pasona Taiwan Co., Ltd.他2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査業務に係る報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社Pasona Taiwan Co., Ltd.他2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査業務に係る報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容、監査に要する時間等を十分に考慮し、適切に監査報酬額を決定しています。